

◎ 第140回定例研究会

6月20日(木)

於:静岡県評会議室

## 「改正入管法」の内容と問題点

北上 紘生 氏 (弁護士)

### ●入管法改正理由

少子高齢化による人口減少、人材不足、都市部への一極集中、人手不足倒産の増加。

→その解消として外国人労働者を増やし国内の人材不足を解消する。

### ●従来への対応は

日本のポリシーは、移民、難民は極力認めないということで帰化要件が厳しかった。また単純労働者を受け入れる目的でのビザ等は出さなかった。

日本で働ける外国人の累計は、留学生、技能実習生、医師や大学教授などの高度人材、永住権取得。

⇒上記はいずれも長所短所あり。継続的に長期滞在してくれる単純労働者を確保したい。「単身で来日し、働き、やがていなくなってくれる労働者像」

⇒入管法改正。移民政策の転換。

### ●入管法改正の内容

1 特定技能を持つ外国人労働者の受け入れ

#### ①特定技能1号

条件:生活に支障のない会話ができる、一定の知識・技能を持っている。

在留期限:最長5年、転職は可能(技能実習生よりも改善)

家族の帯同:不可

#### ②特定技能2号

条件:生活に支障のない会話ができる、熟練した技能を持っている。

在留期限:更新可能(回数制限不明)

家族の帯同:可能

移民:移住の理由や法的地位に関係なく、定住国を変更した人々

→特定技能2号は該当する可能性あり。

#### 2 対象検討業種

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造、電気電子機器関連産業、建設、造船船用工業、自動車整備、航空(空港グランドハンドリング・航空機整備)、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造(水産加工業含)、外食

→広範囲の単純労働を外国人に充てる。すでに単純労働従事者の外国人が多い職場。

#### 3 出入国管理在留管理庁を創設

### ●法律の内容の問題点

①法の執行の担保が十分ではない

②ブローカーの規制が弱い

③1号の労働者の地位が弱い

④技能実習生制度を廃止していない。

→技能実習生+1号で長期間家族と離れ離れになる。→人権侵害の可能性大。

### ●運用の際の問題点

①公的援助との関係が不明確

②出入国管理庁の問題

③地域住民、社会の混乱や軋轢の発生が懸念される。

④今後の見直しなどで受け入れ産業側の意向が強くなる可能性

⑤個別官庁の場当たりの対応による混乱

### ●労働者側(組合側)からの対応

①仕事面以外の生活支援の充実

語学支援、生活支援、勉学支援、行政等の手続支援、保険等の加入支援

②労働組合への加入、参加の呼びかけ、受け入れ体制の強化、団交等実施

③技能実習生への支援は継続して続ける。

④賃金上昇の働きかけは続ける。

\*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内)

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>